

令和2年度
三木中学校部活動活動方針

三木町立三木中学校
令和2年1月

目次

はじめに	1
1 学校教育の一環としての部活動	2
(1) 部活動の意義	
(2) 学習指導要領上の位置付け	
2 適切な部活動の運営	3
(1) 生徒の個性の尊重と柔軟な運営	
(2) 生徒のバランスのとれた生活の確保と効果的な活動計画の作成	
3 部活動を支える環境の整備	4
(1) 部活動の方針等の策定	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
(3) 部活動指導員・外部指導者の活用	
(4) 保護者との連携	
(5) 地域との連携	
(6) 部活動の再編等	
(7) 学校単位で参加する大会等の見直し	
4 発達の段階に応じた望ましい指導の在り方	7
(1) 適切な休養日等の設定	
(2) 指導上の留意点	
5 安全管理・事故防止	10
(1) 考え方と留意点	
(2) 事故発生時の対応	

はじめに

部活動は、学校教育の一環として行われており、スポーツや文化、科学等に関心をもつ自主的・自発的に参加する生徒によって組織され、より高い水準の技能や記録等に挑戦する中で、その楽しさや喜びを味わったり、学級や学年を離れてなかまや教員等と密接に触れ合ったりすることにより、自主性、自発性、協調性、責任感、連帯感を育成するとともに、豊かな学校生活を経験することができる教育的に価値ある活動です。

しかし、成長期にある生徒が、過度な練習によりスポーツ障害等を発症することや、休養日もほとんどなく長時間にわたる活動により、バランスのとれた生活や健全な成長に支障をきたすような部活動の在り方については、見直しを図っていく必要があります。

また、本校では教員がこれまで経験したことのない部活動の顧問になったり、休日に大会や対外試合等での生徒の引率を行ったりするなど、部活動の指導が教員の負担になっている現状があり、指導体制の充実と教員の負担軽減を図ることが求められています。

このような状況の中、国においては、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（スポーツ庁）、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（文化庁）が策定されました。また、これらのガイドラインに則り、平成31年3月に「香川県部活動ガイドライン」、令和元年12月には「三木町部活動ガイドライン」が策定されました。

この「三木中学校の部活動に係る活動方針」は、生徒の心身のバランスのとれた健全な成長と、明るい学校生活を保障するとともに、教員の負担が過度にならないことにも十分配慮しながら、持続可能な部活動の指導・運営に係る体制の構築に向け、「三木町部活動ガイドライン」に則って策定された本校の運動・文化部活動の在り方を示すものです。

1 学校教育の一環としての部活動

(1) 部活動の意義

- 生徒の自主的・自発的な参加により行われる活動である。
- スポーツや文化、科学等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものである。
- 学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるようにする。
- 関係者の理解と協力のもと、生徒の視点に立った部活動運営を行う。

(2) 学習指導要領上の位置付け

部活動は、学習指導要領上では、「第1章 総則」に下記のとおり位置付けられている。

○中学校学習指導要領（平成29年告示）

第1章 総則

第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

2 適切な部活動の運営

(1) 生徒の個性の尊重と柔軟な運営

- 部活動は、教員や部活動指導員等の指導の下、生徒が自主的・自発的に活動を組織し、展開することに一つの本質を有しており、指導者は、個々の生徒の個性を把握し、理解し、その願いに応えられるよう努めていく。
- 部活動の運営において、各部活動における指導の責任者（以下「部顧問」という。）等は生徒の健康・安全への配慮など適切な支援を行いつつ、生徒の主体性を大切にすることで、「生きる力」の育成に努める。

① 入部の在り方について

- ・ 部活動への参加については、生徒一人ひとりの考えを大切にするとともに、事前に活動状況や経費等を明示するなど部活動への入部をやすくするための工夫を図る。

② 運営上の配慮点について

- ・ 生徒が主体的に活動したり、創意・工夫したりできるようにする。
- ・ 喜びや悲しみなどを素直に表現できるようにし、それに適切に対応する。
- ・ 互いの欲求や意図を理解しようとする姿勢を尊重する。

③ 運営の組織について

- ・ 部活動顧問会、部長会等を組織する。

(2) 生徒のバランスのとれた生活の確保と効果的な活動計画の作成

- 部活動の実施に当たっては、生徒自身の健康状態や生活・学習状況について留意する。
- より効果的な練習方法や活動内容の工夫等を行い、休養日や活動時間を適切に設定しながら指導を行っていく。
- 生徒や保護者が活動に見通しをもつことができ、家庭生活や学習等との両立が図れるよう、年間活動計画等を作成する。

① 活動計画作成上の配慮点について

- ・ 個々の生徒が今以上の技能や記録等の目標に挑戦できるよう計画する。
- ・ 生徒のバランスのとれた生活や成長に支障をきたすことがないように計画する。
- ・ 効果的な練習方法や活動内容の工夫等を行い、休養日や活動時間を適切に設定するよう計画する。
- ・ 指導者はもちろん、生徒や保護者も活動に見通しをもち、家庭生活や学習等との両立を支援するために年間及び毎月の活動計画等を作成する。

② 「ハイシーズン」の活動について

- ・ 目標とする大会やコンクール等で力を発揮するために、技術等を強化する時期が必要である場合は、いわゆる「ハイシーズン」として活動時間を確保する。ただし、その場合は、それ以外の時期に休養日を十分に確保する等、生徒の心身疲労の蓄積を解消し、部活動に対する意欲の維持、向上を図る。

(詳細については、7・8ページを参照)

3 部活動を支える環境の整備

(1) 部活動の方針等の策定

- 校長は、三木町部活動ガイドラインの方針に則り、毎年度、「三木中学校部活動活動方針」を策定し、公表する。
- 部顧問は、年間及び毎月の活動計画及び活動実績を、校長に提出する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- 校長は、円滑に部活動を実施できるよう、部活動指導員等の任用について町教育委員会に具申する。任用された部活動指導員等は、町教育委員会若しくは県教育委員会又は中学校が主催する、指導員等を対象とした研修をいずれも受講しなければならない。
- 校長は、部顧問の指導の質の向上を図るための研修への参加を積極的に促す。

(3) 部活動指導員・外部指導者の活用

- 生徒や保護者のニーズに応え、生徒の活動内容への興味関心・意欲の向上を図るために、必要があれば部活動指導員や外部指導者を活用する。また、そのことで専門的な知識や技能を十分にもたない中で部顧問を務める教員の負担軽減を図る。
- 部活動指導員・外部指導者の活用上の留意点
 - ・ 部活動指導員や外部指導者を活用する際には、部活動の教育的意義や目標、活動方針等を確認し合う機会を設け、学校の方針に従った指導が行えるようにする。
 - ・ 生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全確保や事故発生時の対応などは、部活動指導員・外部指導者も教員と同様の対応を求める。

(4) 保護者との連携

- 部活動を充実させるためには、保護者の理解や協力を得るために、当年度初に部活動PTA等、保護者に部活動を正しく理解してもらう機会をもつ。
- 保護者との連携を深めるために
 - ・ 部活動の教育的意義や目標、活動方針・年間計画・経費などを保護者に説明するとともに、毎月の活動内容や計画等を配付する。
 - ・ 傷病時には、必ず保護者に連絡し、適切な対応を行う。
 - ・ 部活動に係る経費については、できるだけ保護者の負担を軽減するよう配慮する。さらに、必要経費等を徴収する場合は、保護者に事前に文書等で集金額とその用途を周知するとともに、実施後は決算報告を行う。

(5) 地域との連携

- 生徒のスポーツや文化、科学等の活動を充実させるために、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立ち、連携を図る。

○ 地域との連携を深めるために

- ・ 学校や地域の実態に応じて、部活動における様々な地域人材の活用を図るとともに、三木中後援会や町内関係諸団体との連携、民間事業者の活用等により、学校と地域が協働・融合した形でよりよい活動環境の整備に努める。

(6) 部活動の再編等

- 部活動は、長期的な視野に立って計画的に行う。人数が揃わず、活動ができにくい部がある場合は、学校の実状等を踏まえ、部の再編や合同部活動等の積極的な運用を図る。部活動の休部・廃部、創部について検討する必要がある場合は、状況を的確に把握し、計画的に進める。

① 部活動の休部・廃部を検討する場合

- ・ 現在部に所属する生徒やその保護者等に対して議論の経過や検討結果などを十分に説明し、丁寧に対応する。
- ・ 少なくとも卒業学年まで活動できるような体制を整えたり、合同チームや合同練習などの運営を工夫したりするなど、生徒の活動の保障に努める。

② 部活動の創部を検討する場合

- ・ 新たに部活動を創部する場合は、生徒の意向や生徒・教員数の動向、活動場所の確保、継続的な運営等について十分検討する。

(7) 学校単位で参加する大会等の見直し

- 校長は、生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

- ・校長は、部活動が参加する大会・コンクール等の全体像を把握し、週末等に開催される大会・コンクール等に参加することが、生徒や部顧問の過度な負担となっている場合は、大会等の運営の見直し、統廃合等について主催者への要請を町教育委員会に依頼する。

4 発達の段階に応じた望ましい指導の在り方

(1) 適切な休養日等の設定

- 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう設定された国・県・町のガイドラインにおける基準に準ずる。

① 休養日について

- ・学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。
- ・平日は少なくとも1日(水曜日を原則とする)、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

② 活動時間について

- ・1日の活動時間は、最終下校時刻を厳守し、長くとも平日では放課後2時間程度まで、学校の休業日は3時間程度までとし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。原則として朝練習は実施しない。
- ・活動時間には、準備、片付け、大会・練習試合・合同練習等の会場への移動、複数校で実施する練習試合の試合間の休憩、見学等は含まない。それらは必要最小限の時間とするとともに、練習試合や合同練習等は恒常的に実施しないものとする。
- ・生徒が十分な休養をとることができるとともに、学習時間を確保し、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、長期休業中等にある程度の休養期間（オフシーズ

ン) を設ける。

- ・ 原則として、学校閉庁日（8月中旬の定められた日及び12月29日～1月3日）は休養期間（オフシーズン）とする。

④ ハイシーズンについて

- ・ 運動部活動においては、香川県・高松地区等中学校総合体育大会及び香川県・高松地区等中学校新人体育大会に向けて、文化部活動においては、校長が定める年2回までの大会やコンクール等に向けて、いわゆる「ハイシーズン」として、活動時間を確保してもよい。確保した時間の活動については、校長の承認を得た上で、保護者の同意を得るものとする。

期間は、各競技の大会・コンクール開催日の1か月前から一連の大会等終了日前日までとする。ハイシーズン中の活動時間は、平日は定められた最終下校時刻までとし、土日は2日間の活動時間の合計が8時間未満とする。

活動時間は、バランスのとれた生活や健全な成長に支障をきたさない範囲とする。

ただし、いわゆるハイシーズン中においても、1週間に最低1日は休養日を設ける。

（2）指導上の留意点

- 部顧問は部活動の指導にあたり、技術的な指導にかかる内容はもちろん、生徒の心と体の健康面や望ましい集団づくり、部のマネジメント等、様々な面において留意して指導に当たる。

① 生徒の望ましい生活習慣と豊かな人間性の育成

部活動は、体力や技術を向上させるとともに、他者を尊重し他者と協同する態度や公正さ・規律を重んじる態度を培うなど、生徒の人格形成に大きな影響を及ぼすものである。したがって、指導においては、あいさつの励行、言葉づかいや返事、服装、部活動の準備や後片づけ、登下校の安全やマナー、時間厳守等、規律ある活動を通して、生徒に望ましい生活習慣と豊かな人間性を育むこととする。

② 生徒の意欲や主体性の育成

指導者には、生徒が自ら意欲をもって部活動に取り組めるよう、雰囲気づくりや心理面での指導・工夫が望まれる。生徒の長所を見つけ、伸ばしていく肯定的な指導を場面に応じて適切に行っていく。

③ 良好な人間関係の形成

部活動には、複数の学年が参加すること、生徒の参加する目的や技能等が様々であること等の特色があり、学級経営とは異なる指導が求められる。また、部活動に起因する人間関係のもつれが、暴力行為やいじめにつながることもある。そのような事案の発生防止に向け、結果や技術の向上だけにこだわるのではなく、互いに励まし、支え合える仲間づくりを重視した指導を心がける必要がある。そのために、部顧問は、生徒のリーダー的な資質能力を育成するとともに、部顧問と生徒との信頼関係や、生徒間における良好な人間関係の形成に努める。

④ 効率的・効果的な練習方法の検討

部顧問は、自分自身のこれまでの実践や経験に頼るだけでなく、研修会等に参加するなど、最新の研究成果等を踏まえた科学的な指導内容、方法を積極的に取り入れ、効率的・効果的な練習方法等を検討・導入するよう、指導力の向上を図る。

⑤ 状況把握と適切なフォロー

部顧問は、個々の生徒の健康、体力等の状況を事前に把握するとともに、練習中に声をかけて生徒の反応を見たり、疲労状況や精神状況を把握したりしながら、指導する。

また、部顧問の言葉が与える影響は極めて大きく、その一言がプラスにもマイナスにも作用する。部顧問は、生徒一人ひとりの心の状態まで配慮した対話を心がけ、信頼関係を深めるよう努めなくてはならない。大会や練習中に激励等としてかける言葉の効果と影響も十分に理解し、厳しい言葉等を発した後には、生徒へのフォローアップについても留意しなければならない。

なお、部顧問だけに指導を任せるのではなく、校長のリーダーシップのもと、学校組織全体で指導の状況把握に努め、必要な場合には校長が適切な指示を行ったり、部顧問の間で指導の内容や方法について意見交換や情報共有をさせたりする。

⑥ 体罰等の根絶

体罰は、学校教育法でも禁じられており、いかなる場合においても絶対に許されない行為である。また、指導に当たっては、体罰のみならず、生徒の人間性や人格を否定するような発言や行為は許されないものであり、校長及び部顧問は「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月 文部科学省）に則り、すべての部活動において、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

5 安全管理・事故防止

(1) 考え方と留意点

- 部活動は、学校教育の一環として行われる活動であることから、授業や学校行事などと同様に生徒の安全に配慮しなければならない。

日頃から、生徒も含め学校全体で事故防止に対する意識を高め、最大限の注意を払い、安全管理に努める。

① 健康状態の把握

- ・ 生徒に自らの健康状態について関心や意識をもたせる。
- ・ 適度な休養や栄養の補給に留意させる。
- ・ 生徒の持病や健康診断（心電図検査等）の結果等を把握し、必要に応じて、医師の指示を仰ぐとともに、養護教諭、学級担任、保護者等との連携を密にし、健康状態について常に把握しておく。
- ・ 活動に際し、健康観察を適切に行い、けがをしている生徒や体調が優れない生徒に対しては、無理をさせず、活動内容を制限させるか、休ませる。

② 指導上の留意事項

- ・ 学年や個人差を十分配慮した段階的・計画的な指導を行う。
- ・ 部顧問が互いに連携し、生徒の行動に目を配り、安全に活動できているか、注意を払う。

- ・ 自分や他者の危険を予測し、どのようにすれば危険を回避できるのかを具体的な場面を用いて、明確に示し、ルールや規則を守る意義を理解させるとともに、危険に対する予知や判断能力を育成する。
- ・ 気象庁が発表する情報や環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数（WBGT※）等の情報や、測定器を活用して得た情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。その際、活動の中止や、延期、見直し等柔軟に対応を検討する。
- ・ 活動中及びその前後もこまめに水分や塩分を補給し、休憩を取るとともに、生徒への健康観察など健康管理を徹底する。特に、活動に不慣れな下級生の活動には十分留意する。
- ・ 熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等、適切な応急手当等を実施する。
- ・ 暴風や雷、大雨等、急な天候の変化に対して、情報収集に努め、それらが十分に予想される場合は、即時に活動を中止し、生徒の安全確保に努める。

※WBGT…暑さ寒さに関係する気温、湿度、輻射熱、気流の4要素を取り入れた指標

③ 施設・設備・用具の安全点検と安全管理

- ・ 施設・設備・用具の定期的な点検と使用前後の点検を行う。また、生徒にも安全確認の習慣化を図る。
- ・ 施設・設備・用具を正しく使用し、事故が起きないようにする。

（2）事故発生時の対応

- | |
|---|
| <p>○ 日頃から事故発生に対応できるよう、初期対応やAEDの使用方法など救急対応マニュアルを共通理解し、緊急体制を確立しておく。</p> |
|---|

生徒に対しても保健体育科の授業や部活動等を通して、応急手当に関する指導を行うとともに、事故発生時の行動の仕方についても指導する。万一の事故発生時には、学校管理下における「危機管理マニュアル」にしたがって、適切に対応する。

○参考

- ・運動部活動での指導のガイドライン（平成25年5月 文部科学省）
- ・中学校学習指導要領（平成29年3月 文部科学省）
- ・平成29年度香川の学校体育（平成30年3月 香川県教育委員会）
- ・教職員の働き方改革プラン（平成30年3月 香川県教育委員会）
- ・運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月 スポーツ庁）
- ・文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年12月 文化庁）
- ・香川県部活動ガイドライン（平成31年3月 香川県教育委員会）
- ・教職員の働き方改革プラン（平成30年3月 香川県教育委員会）
- ・三木町立学校における教職員の働き方改革プラン（平成31年3月 三木町教育委員会）
- ・三木町部活動ガイドライン（令和元年12月 三木町教育委員会）